

入院時食事療養に係る掲示

◆入院時食事療養について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食は概ね6時以降）、適温で提供しています。

◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額 (1食あたり)	標準負担額 (1食あたり)
70歳未満の方	70歳以上の方			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般 (住民税課税世帯)	一般 (住民税課税世帯)			510円	550円
		(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		300円	330円
		(例外2) 精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者		260円	260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	240円	270円
			90日超	190円	220円
	住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			110円	130円